

上田市地域防災計画 風水害対策編

新旧対照表

令和4年3月

頁	新	旧	修正理由・備考
3	<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本方針</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>オ 災害予防段階における基本方針は以下のとおりである。</p> <p>(ウ) 市民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等、及び防災ボランティアの自主性に基づく支援力の向上、県・市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備</p> <p>(オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、訓練や研修の実施等</p> <p>(カ) 効果的・効率的な防災対策を行うための、A I ・ I T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本方針</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>オ 災害予防段階における基本方針は以下のとおりである。</p> <p>(ウ) 市民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等</p> <p>(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、訓練や研修の実施等</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
4	<p>(キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守り、市民一人一人が確実に避難できるようになるための、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練の実施</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ウ 災害時応急段階における基本方針は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動</p> <p>(イ) 災害が発生するおそれがある場合の災害の危険性の早期予測、発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立</p> <p>(ク) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進</p> <p>(ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施</p> <p>(コ) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止</p> <p>(サ) 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施</p> <p>(シ) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ</p>	<p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ウ 災害時応急段階における基本方針は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動</p> <p>(イ) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立</p> <p>(ク) 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施</p> <p>(ケ) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止</p> <p>(コ) 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施</p> <p>(サ) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
5	<p>2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者(以下「要配慮者」という。)を含めた多くの住民の地域防災活動への参画</p> <p>(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</p>	<p>2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者(以下「要配慮者」という。)を含めた多くの住民の地域防災活動への参画</p> <p>(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																																																																																
11	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社福)長野県社会福祉協議会</td> <td>(1)災害ボランティアに関すること (2)災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(社福)長野県社会福祉協議会	(1)災害ボランティアに関すること (2)災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社福)長野県社会福祉協議会</td> <td>(1)災害ボランティアに関すること (2)災害派遣福祉チームに関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(社福)長野県社会福祉協議会	(1)災害ボランティアに関すること (2)災害派遣福祉チームに関すること	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>																																																																																																																																																								
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																																																																		
(社福)長野県社会福祉協議会	(1)災害ボランティアに関すること (2)災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること																																																																																																																																																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																																																																		
(社福)長野県社会福祉協議会	(1)災害ボランティアに関すること (2)災害派遣福祉チームに関すること																																																																																																																																																																		
14	<p>第4節 防災面からみた上田市の概要</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>国勢調査によると、上田市の人口は平成12年までは増加傾向にあったが、平成17年には減少に転じ、令和2年では154,055人となっている。また、世帯数は増加傾向となり、令和2年では、平成7年から約6.5千世帯増加し、62,296世帯となっている。本市においても全国的な傾向と同様に人口が減少し、世帯数が増加するという核家族化が顕著である。また、平均寿命の伸長と出生率の低下に伴い、人口構造の高齢化が進行しており、高齢人口の占める割合が高くなっている。</p> <p>人口及び世帯数の推移(資料:国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域名</th> <th>平成7年</th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">人口</td> <td>上田市</td> <td>164,207</td> <td>166,568</td> <td>163,645</td> <td>159,597</td> <td>156,827</td> <td>154,055</td> </tr> <tr> <td>上田地域</td> <td>123,284</td> <td>125,368</td> <td>123,678</td> <td>121,642</td> <td>121,192</td> <td>120,466</td> </tr> <tr> <td>丸子地域</td> <td>25,350</td> <td>25,553</td> <td>24,538</td> <td>23,554</td> <td>22,244</td> <td>21,091</td> </tr> <tr> <td>真田地域</td> <td>11,339</td> <td>11,453</td> <td>11,310</td> <td>10,615</td> <td>9,918</td> <td>9,339</td> </tr> <tr> <td>武石地域</td> <td>4,234</td> <td>4,194</td> <td>4,119</td> <td>3,786</td> <td>3,473</td> <td>3,159</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">世帯数</td> <td>上田市</td> <td>55,706</td> <td>59,519</td> <td>59,875</td> <td>60,660</td> <td>62,696</td> <td>62,296</td> </tr> <tr> <td>上田地域</td> <td>43,421</td> <td>46,612</td> <td>46,809</td> <td>47,623</td> <td>49,637</td> <td>51,423</td> </tr> <tr> <td>丸子地域</td> <td>7,917</td> <td>8,240</td> <td>8,209</td> <td>8,204</td> <td>8,261</td> <td>8,172</td> </tr> <tr> <td>真田地域</td> <td>3,146</td> <td>3,378</td> <td>3,532</td> <td>3,544</td> <td>3,529</td> <td>3,469</td> </tr> <tr> <td>武石地域</td> <td>1,222</td> <td>1,289</td> <td>1,325</td> <td>1,284</td> <td>1,269</td> <td>1,277</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 産業</p> <p>平成7年から平成27年の国勢調査によると、産業別の就業者数割合は、第一次産業が9.1%(平成7年)から5.1%(平成27年)、第二次産業が同じく40.4%から32.7%、第三次産業が同じく50.4%から58.4%へと増減を見せている。</p> <p>上田市の第一次産業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稲、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われている。</p> <p>第二次産業は、蚕糸業で培われた技術的基盤が機械金属工業に受け継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済の中心となっている。上田地域、丸子地域には高度な技術を有する企業の集積が見られる。製造品出荷額は、5,266億円(平成29年)と長野県全体の8.5%を占めており、県内屈指の工業地域となっている。</p>		地域名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	人口	上田市	164,207	166,568	163,645	159,597	156,827	154,055	上田地域	123,284	125,368	123,678	121,642	121,192	120,466	丸子地域	25,350	25,553	24,538	23,554	22,244	21,091	真田地域	11,339	11,453	11,310	10,615	9,918	9,339	武石地域	4,234	4,194	4,119	3,786	3,473	3,159	世帯数	上田市	55,706	59,519	59,875	60,660	62,696	62,296	上田地域	43,421	46,612	46,809	47,623	49,637	51,423	丸子地域	7,917	8,240	8,209	8,204	8,261	8,172	真田地域	3,146	3,378	3,532	3,544	3,529	3,469	武石地域	1,222	1,289	1,325	1,284	1,269	1,277	<p>第4節 防災面からみた上田市の概要</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>国勢調査によると、上田市の人口は平成12年までは増加傾向にあったが、平成17年には減少に転じ、平成27年では156,827人となっている。また、世帯数は増加傾向となり、平成27年では、平成2年から約1.2万世帯増加し、62,696世帯となっている。本市においても全国的な傾向と同様に人口が減少し、世帯数が増加するという核家族化が顕著である。また、平均寿命の伸長と出生率の低下に伴い、人口構造の高齢化が進行しており、高齢人口の占める割合が高くなっている。</p> <p>人口及び世帯数の推移(資料:国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域名</th> <th>平成2年</th> <th>平成7年</th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">人口</td> <td>上田市</td> <td>160,259</td> <td>164,207</td> <td>166,568</td> <td>163,645</td> <td>159,597</td> <td>156,827</td> </tr> <tr> <td>旧上田市</td> <td>119,435</td> <td>123,284</td> <td>125,368</td> <td>123,678</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧丸子町</td> <td>25,752</td> <td>25,350</td> <td>25,553</td> <td>24,538</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧真田町</td> <td>10,821</td> <td>11,339</td> <td>11,453</td> <td>11,310</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧武石村</td> <td>4,251</td> <td>4,234</td> <td>4,194</td> <td>4,119</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">世帯数</td> <td>上田市</td> <td>50,478</td> <td>55,706</td> <td>59,519</td> <td>59,875</td> <td>60,660</td> <td>62,696</td> </tr> <tr> <td>旧上田市</td> <td>38,887</td> <td>43,421</td> <td>46,612</td> <td>46,809</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧丸子町</td> <td>7,564</td> <td>7,917</td> <td>8,240</td> <td>8,209</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧真田町</td> <td>2,871</td> <td>3,146</td> <td>3,378</td> <td>3,532</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧武石村</td> <td>1,156</td> <td>1,222</td> <td>1,289</td> <td>1,325</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 産業</p> <p>平成2年から平成22年の国勢調査によると、旧4市町村を合計した産業別の就業者数割合は、第一次産業が9.7%(平成2年)から6.2%(平成22年)、第二次産業が同じく43.3%から33.4%、第三次産業が同じく46.9%から59.0%へと増減を見せている。</p> <p>上田市の第一次産業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稲、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われている。</p> <p>第二次産業は、蚕糸業で培われた技術的基盤が機械金属工業に受け継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済の中心となっている。上田地域、丸子地域には高度な技術を有する企業の集積が見られる。製造品出荷額は、4,289億円(平成24年)と長野県全体の8.4%を占めており、県内屈指の工業地域となっている。</p>		地域名	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	人口	上田市	160,259	164,207	166,568	163,645	159,597	156,827	旧上田市	119,435	123,284	125,368	123,678			旧丸子町	25,752	25,350	25,553	24,538			旧真田町	10,821	11,339	11,453	11,310			旧武石村	4,251	4,234	4,194	4,119			世帯数	上田市	50,478	55,706	59,519	59,875	60,660	62,696	旧上田市	38,887	43,421	46,612	46,809			旧丸子町	7,564	7,917	8,240	8,209			旧真田町	2,871	3,146	3,378	3,532			旧武石村	1,156	1,222	1,289	1,325			<p>令和2年国勢調査結果報告書(人口等基本集計結果)を踏まえた修正</p>
	地域名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年																																																																																																																																																												
人口	上田市	164,207	166,568	163,645	159,597	156,827	154,055																																																																																																																																																												
	上田地域	123,284	125,368	123,678	121,642	121,192	120,466																																																																																																																																																												
	丸子地域	25,350	25,553	24,538	23,554	22,244	21,091																																																																																																																																																												
	真田地域	11,339	11,453	11,310	10,615	9,918	9,339																																																																																																																																																												
	武石地域	4,234	4,194	4,119	3,786	3,473	3,159																																																																																																																																																												
世帯数	上田市	55,706	59,519	59,875	60,660	62,696	62,296																																																																																																																																																												
	上田地域	43,421	46,612	46,809	47,623	49,637	51,423																																																																																																																																																												
	丸子地域	7,917	8,240	8,209	8,204	8,261	8,172																																																																																																																																																												
	真田地域	3,146	3,378	3,532	3,544	3,529	3,469																																																																																																																																																												
	武石地域	1,222	1,289	1,325	1,284	1,269	1,277																																																																																																																																																												
	地域名	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年																																																																																																																																																												
人口	上田市	160,259	164,207	166,568	163,645	159,597	156,827																																																																																																																																																												
	旧上田市	119,435	123,284	125,368	123,678																																																																																																																																																														
	旧丸子町	25,752	25,350	25,553	24,538																																																																																																																																																														
	旧真田町	10,821	11,339	11,453	11,310																																																																																																																																																														
	旧武石村	4,251	4,234	4,194	4,119																																																																																																																																																														
世帯数	上田市	50,478	55,706	59,519	59,875	60,660	62,696																																																																																																																																																												
	旧上田市	38,887	43,421	46,612	46,809																																																																																																																																																														
	旧丸子町	7,564	7,917	8,240	8,209																																																																																																																																																														
	旧真田町	2,871	3,146	3,378	3,532																																																																																																																																																														
	旧武石村	1,156	1,222	1,289	1,325																																																																																																																																																														

頁	新												旧												修正理由・備考			
	産業大分類別15歳以上就業者数の推移												産業大分類別15歳以上就業者数の推移															
15	各年10月1日現在												各年10月1日現在												平成27年国勢調査結果報告書等の統計資料を踏まえた修正			
地域	区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		地域	区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年						
		実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)			実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)					
上田地域	総数	65,845	100.0	65,166	100.0	61,741	100.0	57,737	100.0	59,783	100.0	旧上田市	総数	62,182	100.0	65,845	100.0	65,166	100.0	61,741	100.0							
	第1次産業	4,950	7.5	4,091	6.3	4,004	6.5	2,389	5.0	2,469	4.1		第1次産業	5,003	8.0	4,950	7.5	4,091	6.3	4,004	6.5							
	第2次産業	26,287	40.0	25,840	39.7	22,655	36.7	19,254	33.3	19,572	32.7		第2次産業	26,683	42.9	26,287	40.0	25,840	39.7	22,655	36.7							
	第3次産業	34,323	52.3	35,002	53.7	34,879	56.5	34,705	60.1	37,722	63.1		第3次産業	30,443	49.0	34,323	52.3	35,002	53.7	34,879	56.5							
	分類不能	85	0.1	233	0.4	203	0.3	889	1.5	2,199	3.7		分類不能	58	0.1	85	0.1	233	0.4	203	0.3							
丸子地域	総数	13,684	100.0	13,102	100.0	12,348	100.0	11,093	100.0	10,902	100.0	旧丸子町	総数	13,735	100.0	13,684	100.0	13,102	100.0	12,348	100.0							
	第1次産業	1,275	9.3	1,008	7.7	1,127	9.1	713	6.4	617	5.7		第1次産業	1,268	9.2	1,275	9.3	1,008	7.7	1,127	9.1							
	第2次産業	6,068	44.3	5,800	44.3	4,637	37.6	3,975	35.8	3,787	34.7		第2次産業	6,801	48.1	6,068	44.3	5,800	44.3	4,637	37.6							
	第3次産業	6,337	46.3	6,294	48.0	6,448	52.2	6,308	56.8	6,498	59.6		第3次産業	5,860	42.7	6,337	46.3	6,294	48.0	6,448	52.2							
	分類不能	4	0.0	7	0.1	136	1.1	102	0.9	376	3.4		分類不能	8	0.0	4	0.0	7	0.1	136	1.1							
真田地域	総数	6,112	100.0	5,973	100.0	5,952	100.0	5,336	100.0	5,221	100.0	旧真田町	総数	5,925	100.0	6,112	100.0	5,973	100.0	5,952	100.0							
	第1次産業	1,326	21.7	1,022	17.1	1,057	17.8	832	15.6	658	12.6		第1次産業	1,416	23.9	1,326	21.7	1,022	17.1	1,057	17.8							
	第2次産業	2,072	33.9	2,018	33.8	1,789	30.1	1,545	29.0	1,485	28.4		第2次産業	2,110	35.6	2,072	33.9	2,018	33.8	1,789	30.1							
	第3次産業	2,711	44.4	2,833	49.1	3,085	51.8	2,822	54.8	3,078	59.0		第3次産業	2,387	40.3	2,711	44.4	2,833	49.1	3,085	51.8							
	分類不能	3	0.0	5	0.1	21	0.4	37	0.7	281	5.0		分類不能	12	0.2	3	0.0	5	0.1	21	0.4							
武石地域	総数	2,399	100.0	2,225	100.0	2,258	100.0	1,355	100.0	1,843	100.0	旧武石村	総数	2,419	100.0	2,399	100.0	2,225	100.0	2,258	100.0							
	第1次産業	461	19.2	349	15.7	391	17.3	243	13.1	220	11.9		第1次産業	524	21.7	461	19.2	349	15.7	391	17.3							
	第2次産業	1,048	43.7	953	42.8	797	35.3	647	34.9	599	32.7		第2次産業	1,101	45.5	1,048	43.7	953	42.8	797	35.3							
	第3次産業	889	37.1	923	41.5	1,048	46.4	958	51.6	1,024	55.6		第3次産業	791	32.7	889	37.1	923	41.5	1,048	46.4							
	分類不能	1	0.0	0	0.0	22	1.0	7	0.4	107	5.3		分類不能	3	0.1	1	0.0	0	0.0	22	1.0							
合計	総数	87,840	100.0	86,466	100.0	82,299	100.0	76,026	100.0	77,729	100.0	合計	総数	84,271	100.0	87,840	100.0	86,466	100.0	82,299	100.0	76,026	100.0					
	第1次産業	8,012	9.1	6,470	7.5	6,579	8.0	4,677	6.2	3,984	5.1		第1次産業	8,211	9.7	8,012	9.1	6,470	7.5	6,579	8.0	4,677	6.2					
	第2次産業	35,475	40.4	34,611	40.0	29,878	36.3	25,421	33.4	25,443	32.7		第2次産業	36,495	43.3	35,475	40.4	34,611	40.0	29,878	36.3	25,421	33.4					
	第3次産業	44,260	50.4	45,152	52.2	45,460	55.2	44,893	59.0	45,379	58.4		第3次産業	39,486	46.9	44,260	50.4	45,152	52.2	45,460	55.2	44,893	59.0					
	分類不能	93	0.1	245	0.3	382	0.5	1,035	1.4	2,943	3.8		分類不能	79	0.1	93	0.1	245	0.3	382	0.5	1,035	1.4					

第三次産業は、東信地域の中核的な商都を形成しており、年間商品販売額は4.139億円（平成26年）となっている。
 観光地としては、真田地域では、菅平高原や角間温泉、真田氏ゆかりの地に年間約23.5万人が、上田地域では、信濃国分寺、塩田平、別所温泉、上田城等に年間約138万人が訪れている。また、丸子地域では、丸子温泉や信州国際音楽村等に年間約10.9万人、武石地域では、美ヶ原高原等に年間約22.2万人が訪れている。（令和2年 長野県観光地利用者統計）

第三次産業は、東信地域の中核的な商都を形成しており、年間商品販売額は3.596億円（平成24年）となっている。
 観光地としては、真田地域では、菅平高原や角間温泉、真田氏ゆかりの地に年間約112万人が、上田地域では、信濃国分寺、塩田平、別所温泉、上田城等に年間約269万人が訪れている。また、丸子地域では、丸子温泉や信州国際音楽村等に年間約48万人、武石地域では、美ヶ原高原等に年間約31万人が訪れている。

頁	新	旧	修正理由・備考
20	<p align="center">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い市づくり</p> <p>(5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p><u>(6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p align="center">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い市づくり</p> <p>(5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
21	<p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、前述の評価を踏まえ、<u>防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、市地域防災計画において利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。</p> <p>ウ 土砂災害警戒区域の指定があったときは、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域について、<u>土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>エ 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるものとする。<u>なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p>オ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p>カ 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。</p> <p>キ 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。</p> <p>ク 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>ケ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進</u></p>	<p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>ア 市は、土砂災害警戒区域の指定について、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。</p> <p>イ 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。</p> <p>エ 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p>オ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
2 2	<p>(オ) 浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>(コ) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p>(サ) 土石災害のおそれのある箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を推進</p>	<p>(オ) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>(コ) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p>(サ) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を推進</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
2 3	<p>(タ) 災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進</p> <p>(2) 風水害に対する建築物等の安全性 ウ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え ア 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p>	<p>(タ) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進</p> <p>(2) 風水害に対する建築物等の安全性 ウ 強風による落下物の防止対策を図るものとする。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え ア 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
2 4	<p>オ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。 また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>ケ 平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p>	<p>オ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。 また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
25	<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p>(1) 風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>(2) 市は、避難路、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難収容活動計画」参照。</p> <p>(6) 市は、避難情報の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p>(1) 風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>(2) 市は、避難路、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難収容活動計画」参照。</p> <p>(5) 市は、<u>避難動告等</u>の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>
26	<p>(7) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>(8) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u></p> <p>(9) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。</p>	<p>(6) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>(7) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難動告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難動告等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難動告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して動告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して動告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正）</p>
29	<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。</p> <p>このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、<u>災害時</u>における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 職員による配備活動体制の整備、<u>災害時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。</p> <p>このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等<u>発災時</u>における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 職員による配備活動体制の整備、<u>災害発生時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
29	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 災害時、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。</p> <p>(3) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。</p> <p>(4) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。</p> <p>(3) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。</p> <p>(4) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正(文言の追加・修正)</p>
30	<p>5 業務継続性の確保</p> <p>災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	<p>5 業務継続性の確保</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正(文言の追加・修正)</p>
31	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(5) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p>(5) 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正(文言の追加・修正)</p>
38	<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(13)(10)～(12)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備</p> <p>(14) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告</p> <p>なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。</p> <p>(15) 水防機関の整備</p> <p>(16) 水防計画の策定</p> <p>(17) 水防協議会の設置</p> <p>(18) 水防訓練の実施(年1回以上)</p> <p>ア 水防技能の習熟</p> <p>イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発</p> <p>ウ 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</p> <p>(19) 河川管理者の協力が必要な事項</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(13)(10)～(12)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備</p> <p>なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。</p> <p>(14) 水防機関の整備</p> <p>(15) 水防計画の策定</p> <p>(16) 水防協議会の設置</p> <p>(17) 水防訓練の実施(年1回以上)</p> <p>ア 水防技能の習熟</p> <p>イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発</p> <p>ウ 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</p> <p>(18) 河川管理者の協力が必要な事項</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
39	<p>(20) 河川に関する情報の提供 (19) アに関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。 (21) 水防計画の策定にあたっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。</p>	<p>(19) 河川に関する情報の提供 (18) アに関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。 (20) 水防計画の策定にあたっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせた修正(文言の追加・修正)</p>
41	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者(とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。))を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な取組み 5 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 避難行動要支援者に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、<u>地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u> (2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、<u>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したもとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用で支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u>居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間(概ね4時間以上)の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。 なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者(とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。))を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な取組み 5 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 避難行動要支援者に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また地域防災計画において、<u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u> (2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、<u>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したもとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用で支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u>居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間(概ね4時間以上)の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。 なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせた修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>
42	<p>(3) 個別避難計画作成の努力義務 市は、<u>市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u>また、<u>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したもとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用で支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u>なお、<u>作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</u></p>		<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせた修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
4 2	<p>(4) 避難行動要支援者名簿の提供 市は、<u>地域防災計画に定めるところにより</u>、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 <u>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。</u></p> <p>(5) 避難支援等関係者の安全確保 市は、避難支援等関係者等が避難行動要支援者の避難支援等を行うにあたり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。</p> <p>(6) 要配慮者支援計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。</p> <p>(7) 避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>(3) 避難行動要支援者名簿の提供 市は、<u>あらかじめ避難支援等の実施に必要な範囲で</u>避難支援等関係者となる者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(4) 避難支援等関係者の安全確保 市は、避難支援等関係者等が避難行動要支援者の避難支援等を行うにあたり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。</p> <p>(5) 要配慮者支援計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせた修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>
4 3	<p>(8) 個別避難計画の事前提供 市は、<u>市地域防災計画に定めるところにより</u>、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、<u>あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(9) 避難行動要支援者への配慮 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(10) 地区防災計画との調整 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、<u>地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p>2 在宅対策 (1) 指定避難所の整備 市及び県は、<u>災害発生時</u>において避難場所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、<u>災害発生時</u>に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p>(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備 県及び市町村は、<u>災害発生時</u>において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（<u>DWAT</u>）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせた修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>
2 在宅対策	<p>(1) 指定避難所の整備 市及び県は、<u>災害時</u>において避難場所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、<u>災害時</u>に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p>(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備 県及び市町村は、<u>災害時</u>において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（<u>DWAT</u>）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p>	<p>2 在宅対策 (1) 指定避難所の整備 市及び県は、<u>災害発生時</u>において避難場所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、<u>災害発生時</u>に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p>(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備 県及び市町村は、<u>災害発生時</u>において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
44	<p>(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策 (4) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。</p>	<p>(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策 (4) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
45	<p>(7) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言を行うものとする。</p> <p>(8) 要配慮者利用施設が実施する対策 エ 応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p>	<p>(7) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 要配慮者利用施設が実施する対策 エ 応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
46	<p>ク 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。 また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策 (4) 応援体制及び受援体制の整備 市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。 また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p>	<p>ク 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策 (4) 応援体制及び受援体制の整備 市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
48	<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第2 主な取組み 4 緊急通行車両の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。 第3 計画の内容 3 輸送体制の整備計画 (1) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておくものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第2 主な取組み 4 緊急通行車両の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。 第3 計画の内容 3 輸送体制の整備計画 (1) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておくものとする。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
5 1	<p align="center">第 1 1 節 避難収容活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) <u>避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするもの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>市は、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>県及び市は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</u></p> <p>(5) <u>県及び市は、地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。</u> <u>また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。</u></p>	<p align="center">第 1 1 節 避難収容活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
5 2	<p>(6) <u>地域振興局及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) <u>自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるように、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(8) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>(9) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 また、躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先する業務を絞り込むとともに、当該が要務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。 ア <u>避難情報</u>の具体的な基準及び伝達方法 イ <u>避難情報</u>を伝達する判断基準及び伝達方法 (<u>避難情報</u>については第3章第12節を参照)</p> <p>ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (イ) 災害時における広報 a 広報車による周知 b 避難誘導員による現地広報 c 住民組織を通じた広報 なお、市は、<u>避難情報を発令する</u>際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また、<u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、屋内での待機等安全措置を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p>	<p>(1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>(2) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 また、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先する業務を絞り込むとともに、当該が要務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。 ア <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>の具体的な基準及び伝達方法 イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する判断基準及び伝達方法 (<u>避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・高齢者等避難開始</u>については第3章第12節を参照)</p> <p>ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (イ) 災害時における広報 a 広報車による周知 b 避難誘導員による現地広報 c 住民組織を通じた広報 なお市は、<u>避難勧告又は指示を行う</u>際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、屋内での待機等安全措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>
5 3	<p>(10) 避難行動要支援者対策</p> <p>(11) 帰宅困難者等対策</p> <p>(12) 住民が実施する計画</p> <p>(13) <u>県及び市町村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(4) 帰宅困難者等対策</p> <p>(5) 住民が実施する計画</p> <p>(6) <u>県及び市町村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
5 4	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(4)市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>避難者</u>が避難生活を送るために<u>必要十分な</u>指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>指定避難所の場所、収容人数等について、平常時から</u>住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p>	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(4)市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>被災者</u>が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
5 5	<p>(6)指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、<u>災害時に</u>迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1)指定避難所については、<u>避難者</u>を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに<u>避難者</u>を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的小なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p> <p><u>(2)指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3)福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p><u>(4)指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5)市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p>	<p>(6)指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、<u>災害発生時に</u>迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1)指定避難所については、<u>被災者</u>を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに<u>被災者等</u>を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的小なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。<u>なお、主として要配慮者を滞留させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
5 6	<p><u>(6)市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(7)市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(8)市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(9)指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p>	<p>(2)市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(3)市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(4)指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
5 6	<p>(10) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(13) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 なお、災害時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>(5) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(7) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 なお、災害発生時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(9) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
5 7	<p>(16) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>(19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(20) 指定避難所については、他の市町村からの避難者を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(21) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>(10) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(11) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(12) 市が指定避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(13) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(14) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(15) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
5 9	<p>5 学校における避難計画 (4) 避難誘導（教育委員会） イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。 (エ) 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できるものとする</p>	<p>5 学校における避難計画 (4) 避難誘導（教育委員会） イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。 (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
63	<p>第13節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容 4 自主防災組織の育成 (2) 災害時の活動要領について、教育指導を行うものとする。</p>	<p>第13節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容 4 自主防災組織の育成 (2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
64	<p>第14節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組み 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第14節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組み 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
67	<p>第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針 災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
68	<p>第17節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 1 危険物施設災害予防計画 (1) 規制及び指導の強化 イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。 (3) 化学的な消火、防災資機材の整備促進 多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。また、危険物施設の管理者に対し、災害時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。</p>	<p>第17節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 1 危険物施設災害予防計画 (1) 規制及び指導の強化 イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。 (3) 化学的な消火、防災資機材の整備促進 多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
77	<p>第23節 鉄道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 (3) 上田電鉄(株)の実施計画 カ 防火教育及び訓練 防災責任者は、災害時における被害を防止するため、必要な教育、訓練を実施する。</p>	<p>第23節 鉄道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 (3) 上田電鉄(株)の実施計画 カ 防火教育及び訓練 防災責任者は、災害発生時における被害を防止するため、必要な教育、訓練を実施する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
78	<p>第24節 災害広報計画</p> <p>第1 基本方針 災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。 また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 (6) 災害時における住民等からの問い合わせに適切な対応が行える体制を整備する。 2 報道機関への情報提供及び協定 (2) 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。</p>	<p>第24節 災害広報計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。 また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 (6) 災害発生時における住民等からの問い合わせに適切な対応が行える体制を整備する。 2 報道機関への情報提供及び協定 (2) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
80	<p>第25節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(3) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難情報の発令を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p>	<p>第25節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(3) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
81	<p>2 土石流対策</p> <p>(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難情報の発令を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p>3 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(3) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難情報の発令を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p>	<p>2 土石流対策</p> <p>(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p>3 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(3) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示(緊急)を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
84	<p>第27節 建築物災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>市文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p>(3) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</p>	<p>第27節 建築物災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>市教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
86	<p>第29節 河川施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ダム施設災害予防</p> <p>菅平ダム(県企業局)内村ダム(上田建設事務所)の管理者と連絡を密にし、放水等により災害の発生する恐れがある場合は、迅速かつ適切な避難情報の発令を行えるよう基準及び伝達方法等を確立する。</p>	<p>第29節 河川施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ダム施設災害予防</p> <p>菅平ダム(県企業局)内村ダム(上田建設事務所)の管理者と連絡を密にし、放水等により災害の発生する恐れがある場合は、迅速かつ適切な避難勧告等を行えるよう伝達方法を確立する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
87	<p>第30節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>ため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。洪水等によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。雨期には市及び土地改良区等の管理団体に警告を発するとともに、緊急度の高いものから防災工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。</p>	<p>第30節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>ため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。洪水等によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。雨期には市及び土地改良区等の管理団体に警告を発するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
87	<p>第2 主な取組み</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池について、優先して対策に取り組む。</p> <p>1 緊急時の迅速な避難行動につながる対策 ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策 <u>防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。</u></p> <p>3 <u>豪雨に対する対策</u> <u>豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施するものとする。</p> <p>4 ため池ハザードマップを作成し、住民に<u>周知する</u>ものとする。</p>	<p>第2 主な取組み</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「<u>防災重点ため池</u>」を優先して対策に取り組む。</p> <p>1 緊急時の迅速な避難行動につながる対策 ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策 農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。<u>また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、豪雨対策を推進する。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 豪雨の<u>発生</u>が予想される場合には、事前に<u>巡回</u>点検を実施するものとする。</p> <p>4 ため池ハザードマップを作成し、住民<u>への周知を図る</u>ものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
89	<p style="text-align: center;">第32節 二次災害の予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>災害時</u>に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。</p> <p>また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 <u>災害時</u>の流木発生を予測した対策を検討する。</p>	<p style="text-align: center;">第32節 二次災害の予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>災害発生時</u>に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。</p> <p>風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。</p> <p>また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 <u>災害発生時</u>の流木発生を予測した対策を検討する。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
90	<p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、<u>災害時</u>には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>ウ 警報等や、<u>避難情報</u>の意味や内容</p> <p>エ 警報等発表時や<u>避難情報</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、<u>災害発生時</u>には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>ウ 警報等や、<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>等の意味や内容</p> <p>エ 警報等発表時や<u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
9 2	<p>(8) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p>(9) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・<u>大規模広域避難</u>等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(10) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>(11) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。</p> <p><u>(12) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(13) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>災害時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。</p>	<p>(8) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(9) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(10) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>(11) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>発災時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
9 4	<p style="text-align: center;">第3 4 節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被害を最小限にとどめるためには、<u>災害時</u>に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、<u>災害時</u>の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、上田市地域防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、<u>災害時</u>における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第3 4 節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>災害発生時に</u>、被害を最小限にとどめるためには、<u>災害発生時</u>に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、<u>発災時</u>の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、上田市地域防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、<u>災害発生時</u>における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
95	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア 市が訓練を実施する場合は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>イ 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 要配慮者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。</p> <p>エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア 市が訓練を実施する場合は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>イ 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 要配慮者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
98	<p style="text-align: center;">第36節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。</p> <p>地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。</p> <p>また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。自主防災組織の強化育成を積極的に図っていくものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第36節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。</p> <p>地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。</p> <p>また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。自主防災組織の強化育成を積極的に図っていくものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
99	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(3) 自主防災組織(隊)(自治会単位)</p> <p>ア 所管業務</p> <p>(イ) 災害時における関係機関への連絡、協力</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(3) 自主防災組織(隊)(自治会単位)</p> <p>ア 所管業務</p> <p>(イ) 災害の発生時における関係機関への連絡、協力</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
100	<p>4 各防災組織相互の協調</p> <p>(2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。</p>	<p>4 各防災組織相互の協調</p> <p>(2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
102	<p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 企業が実施する計画</p> <p>(5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 企業が実施する計画</p> <p>(5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
103	<p align="center">第38節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p>(2) 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p>	<p align="center">第38節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p>行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
107	<p align="center">第41節 観光地の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。</p>	<p align="center">第41節 観光地の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
108	<p align="center">第42節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地区防災計画</p> <p>地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p>また地区居住者の参加のもと、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。</p> <p>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>	<p align="center">第42節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地区防災計画</p> <p>地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p>また地区居住者の参加のもと、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
110	<p align="center">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の住民に対する伝達活動</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。</p>	<p align="center">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の住民に対する伝達活動</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
111	<p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難情報の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難情報を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。</p> <p>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝えることに努めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者については避難情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p>ウ 住民に対して避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。</p> <p>エ 災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>オ 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人家、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>カ 市は、災害時には、必要に応じ指定緊急避難場所又は指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て指定避難所とするものとする。</p> <p>キ 住民に対する避難情報の伝達に当たっては、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。</p>	<p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行い、避難誘導活動を実施するものとする。</p> <p>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝えることに努めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p>ウ 住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p> <p>エ 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>オ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>カ 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所又は指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て指定避難所とするものとする。</p> <p>キ 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達に当たっては、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>
112	<p>コ 避難情報を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>サ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>コ 避難指示(緊急) 避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>サ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																				
112	<p><u>シ</u> 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p> <p><u>ス</u> 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</p> <p><u>セ</u> 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p>		<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>																																				
113	<p>4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分けて発表している。</p> <p>特別警報・警報・注意報の概要</p> <table border="1" data-bbox="174 699 1043 927"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあるとき、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1" data-bbox="174 978 1043 1382"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあるとき、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	<p>4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれがあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内79の区域に分けて発表している。</p> <p>警報・注意報の概要</p> <table border="1" data-bbox="1084 699 1953 927"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p>警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1" data-bbox="1084 978 1953 1289"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	警報・注意報の種類	概要	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正（気象台による表現の統一等）</p>
種別	概要																																						
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき、その旨を警告して行う予報																																						
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあるとき、その旨を警告して行う予報																																						
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報																																						
特別警報・警報・注意報の種類	概要																																						
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																						
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																						
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																						
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																																						
種別	概要																																						
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																																						
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																																						
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																																						
警報・注意報の種類	概要																																						
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。																																						
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																						
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																						
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																						

頁	新			旧			修正理由・備考
113、 114	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。	長野県地域防災計画に合わせて修正（气象台による表現の統一等）
洪水警報		河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が 対象 としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。		
大雪警報		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
暴風雪警報		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が 呼びかけられる。	暴風雪警報		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を 呼びかける。		

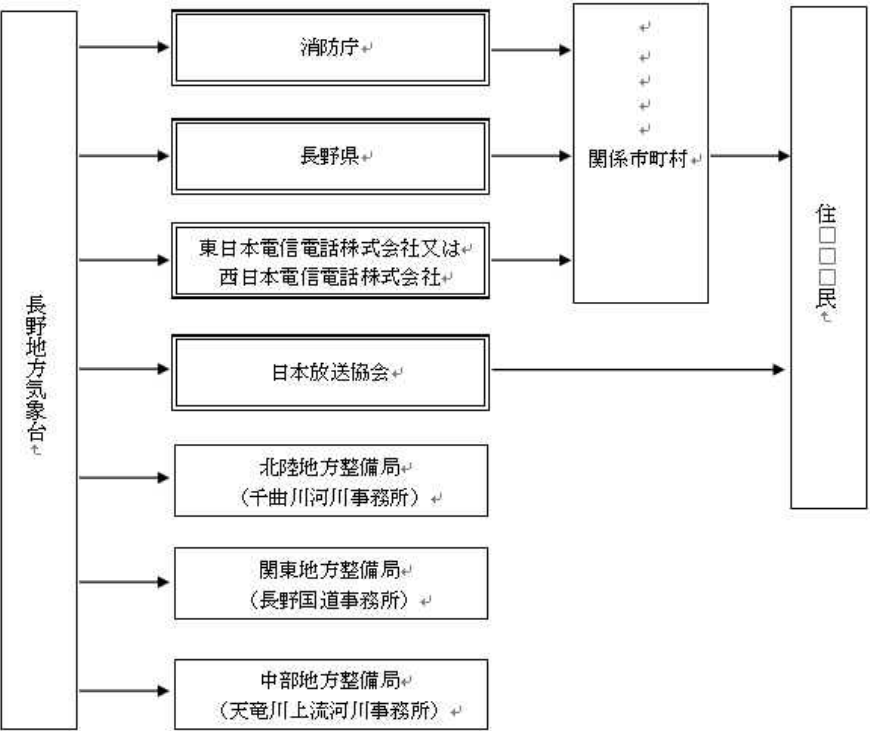
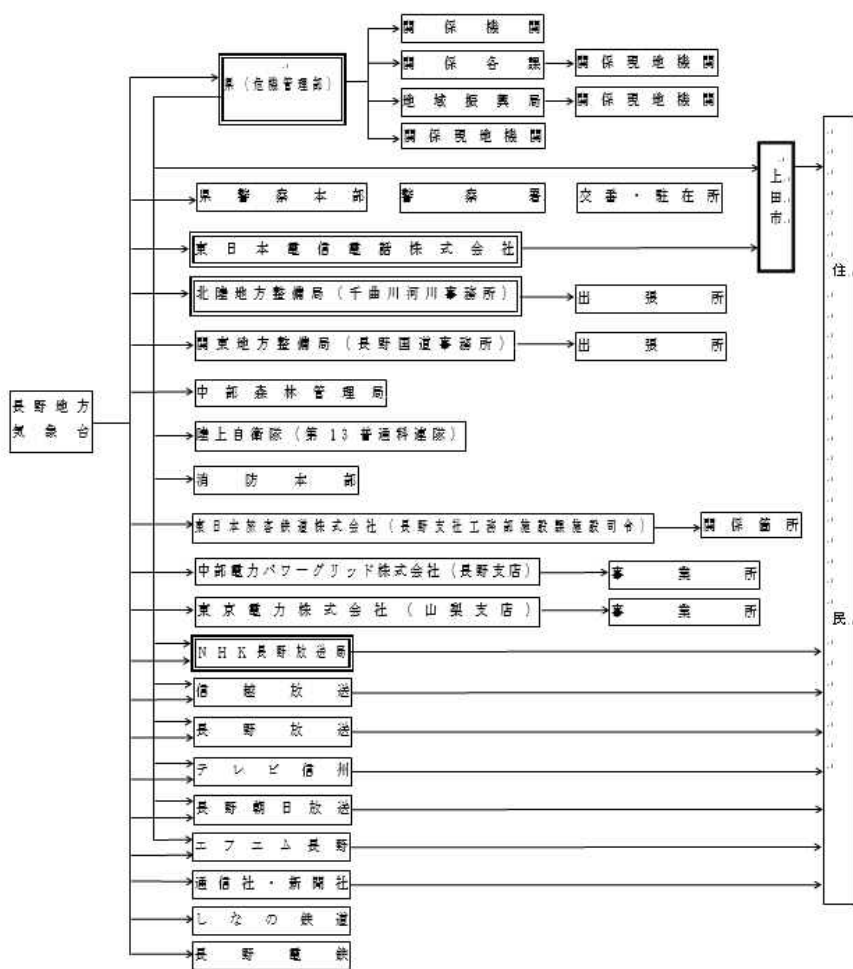
頁	新	旧	修正理由・備考																																																								
114	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 225 257 300">大雨注意報</td> <td data-bbox="257 225 1041 300">大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 300 257 395">洪水注意報</td> <td data-bbox="257 300 1041 395">河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 395 257 427">大雪注意報</td> <td data-bbox="257 395 1041 427">大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 427 257 459">強風注意報</td> <td data-bbox="257 427 1041 459">強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 459 257 528">風雪注意報</td> <td data-bbox="257 459 1041 528">雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 528 257 571">濃霧注意報</td> <td data-bbox="257 528 1041 571">濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 571 257 671">雷注意報</td> <td data-bbox="257 571 1041 671">落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 671 257 746">乾燥注意報</td> <td data-bbox="257 671 1041 746">空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 746 257 794">なだれ注意報</td> <td data-bbox="257 746 1041 794">「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 794 257 863">着氷注意報</td> <td data-bbox="257 794 1041 863">著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 863 257 938">着雪注意報</td> <td data-bbox="257 863 1041 938">著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 938 257 1013">融雪注意報</td> <td data-bbox="257 938 1041 1013">融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1013 257 1086">霜注意報</td> <td data-bbox="257 1013 1041 1086">霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1086 257 1161">低温注意報</td> <td data-bbox="257 1086 1041 1161">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> </table>	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が 予想されたときに 発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 等 への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 等 への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 浸水害、土砂災害等 の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物 等 への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が 発生する おそれがあるときに発表される。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1081 215 1164 240">大雨注意報</td> <td data-bbox="1164 215 1944 240">大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 240 1164 284">洪水注意報</td> <td data-bbox="1164 240 1944 284">大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 284 1164 309">大雪注意報</td> <td data-bbox="1164 284 1944 309">大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 309 1164 335">強風注意報</td> <td data-bbox="1164 309 1944 335">強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 335 1164 378">風雪注意報</td> <td data-bbox="1164 335 1944 378">雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 378 1164 437">濃霧注意報</td> <td data-bbox="1164 378 1944 437">濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 437 1164 537">雷注意報</td> <td data-bbox="1164 437 1944 537">落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 537 1164 612">乾燥注意報</td> <td data-bbox="1164 537 1944 612">空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 612 1164 655">なだれ注意報</td> <td data-bbox="1164 612 1944 655">「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 655 1164 730">着氷注意報</td> <td data-bbox="1164 655 1944 730">著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 730 1164 805">着雪注意報</td> <td data-bbox="1164 730 1944 805">著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 805 1164 880">融雪注意報</td> <td data-bbox="1164 805 1944 880">融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 880 1164 956">霜注意報</td> <td data-bbox="1164 880 1944 956">霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 956 1164 1040">低温注意報</td> <td data-bbox="1164 956 1944 1040">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</td> </tr> </table>	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等 により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害 についての 注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意 についても 雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を 予想した場合 に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 など への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 など への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 浸水、浸水、土砂災害など の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 起こる おそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温 のために 農作物 などに 著しい被害が 発生したり 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の 起こる おそれがあるときに発表される。	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（気象台による表現の統一等）</p>
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																																										
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																																										
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。																																																										
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。																																																										
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が 予想されたときに 発表される。																																																										
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 等 への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																										
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 等 への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																										
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 浸水害、土砂災害等 の災害が発生するおそれがあるときに発表される。																																																										
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。																																																										
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物 等 への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が 発生する おそれがあるときに発表される。																																																										
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等 により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害 についての 注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意 についても 雷注意報で呼びかけられる。																																																										
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を 予想した場合 に発表される。																																																										
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																										
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 など への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																										
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体 など への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																										
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 浸水、浸水、土砂災害など の災害が発生するおそれがあるときに発表される。																																																										
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 起こる おそれのあるときに発表される。																																																										
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温 のために 農作物 などに 著しい被害が 発生したり 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の 起こる おそれがあるときに発表される。																																																										
115	<p>警報・注意報発表基準一覧表（上田地域） （表略）</p> <p style="text-align: right;">（令和3年6月8日現在）</p>	<p>警報・注意報発表基準一覧表（上田地域） （表略）</p> <p style="text-align: right;">（令和2年8月6日現在）</p>	<p>気象台の基準更新に伴う修正</p>																																																								

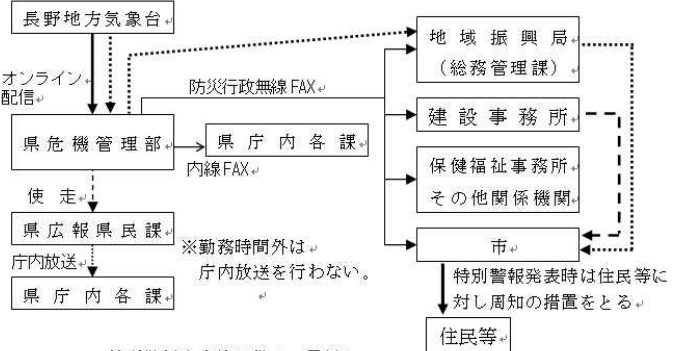
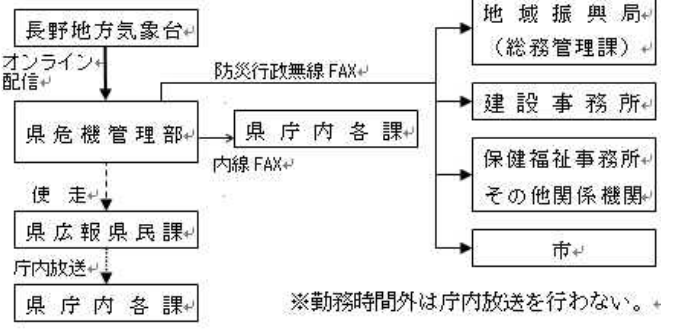
頁	新	旧	修正理由・備考
117	<p>警報・注意報基準一覧表の解説</p> <p>(2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。</p> <p>(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>(5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</p> <p>(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>【大雨及び洪水警報・注意報基準表(別表1～5)の解説】</p> <p>(1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“- ”で示している。</p> <p>(2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。</p> <p>(3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、大雨警報基準及び大雨注意報基準の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。</p>	<p>警報・注意報基準一覧表の解説</p> <p>(2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。</p> <p>(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注意報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>(5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</p> <p>(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>【大雨及び洪水警報・注意報基準表(別表1～5)の解説】</p> <p>(1) 大雨警報については、表面雨量指数に到達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(気象台による表現の統一等)</p>
118	<p>(4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、大雨警報基準及び大雨注意報基準の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。</p> <p>(5) 洪水の欄中、「川流域=30」は、「川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。</p> <p>(6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、洪水警報基準及び洪水注意報基準の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。</p> <p>(7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。</p> <p>(8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「川 」は、洪水警報においては「指定河川である 川 に発表された洪水予報において、 基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「 基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p>	<p>(2) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、大雨警報(土砂災害)及び大雨注意報の土雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。</p> <p>(3) 洪水の欄中、「川流域=30」は、「川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(気象台による表現の統一等)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																														
119	<p>2 水防法に基づくもの (1) 洪水予報 水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="174 316 1037 1005"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 316 280 379">種類</th> <th data-bbox="280 316 481 379">情報名</th> <th data-bbox="481 316 1037 379">概□□要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 379 280 534"></td> <td data-bbox="280 379 481 534">氾濫発生情報</td> <td data-bbox="481 379 1037 534">洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 534 280 662">洪水警報</td> <td data-bbox="280 534 481 662">氾濫危険情報</td> <td data-bbox="481 534 1037 662">基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 662 280 853"></td> <td data-bbox="280 662 481 853">氾濫警戒情報</td> <td data-bbox="481 662 1037 853">基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 853 280 1005">洪水注意報</td> <td data-bbox="280 853 481 1005">氾濫注意情報</td> <td data-bbox="481 853 1037 1005">基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未滿の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	概□□要		氾濫発生情報	洪水予報区間内で 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。	洪水警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が 氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。		氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に 氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が 氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未滿の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。	<p>2 水防法に基づくもの (1) 洪水予報 水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1081 316 1944 619"> <thead> <tr> <th data-bbox="1081 316 1187 379">種類</th> <th data-bbox="1187 316 1388 379">洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)</th> <th data-bbox="1388 316 1944 379">発□□□□□表□□□□□基□□□□□準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1081 379 1187 427"></td> <td data-bbox="1187 379 1388 427">はん濫発生情報</td> <td data-bbox="1388 379 1944 427">洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 427 1187 475">洪水警報</td> <td data-bbox="1187 427 1388 475">はん濫危険情報</td> <td data-bbox="1388 427 1944 475">基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 475 1187 523"></td> <td data-bbox="1187 475 1388 523">はん濫警戒情報</td> <td data-bbox="1388 475 1944 523">基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 523 1187 619">洪水注意報</td> <td data-bbox="1187 523 1388 619">はん濫注意情報</td> <td data-bbox="1388 523 1944 619">基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発□□□□□表□□□□□基□□□□□準		はん濫発生情報	洪水予報区間内で はん濫が発生したとき。	洪水警報	はん濫危険情報	基準地点の水位が はん濫危険水位に達したとき。		はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に はん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位が はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (気象台による表現の統一等)</p>
種類	情報名	概□□要																															
	氾濫発生情報	洪水予報区間内で 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。																															
洪水警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が 氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。																															
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に 氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。																															
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が 氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未滿の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。																															
種類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発□□□□□表□□□□□基□□□□□準																															
	はん濫発生情報	洪水予報区間内で はん濫が発生したとき。																															
洪水警報	はん濫危険情報	基準地点の水位が はん濫危険水位に達したとき。																															
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に はん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。																															
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位が はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。																															
120	<p>3 消防法に基づくもの (1) 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。</p>	<p>3 消防法に基づくもの (1) 火災気象通報 消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>																														

頁	新	旧	修正理由・備考										
120	<p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等 警報の危険度分布(キキクル)等の概要</p> <table border="1" data-bbox="174 263 1041 933"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 263 369 295">種別</th> <th data-bbox="369 263 1041 295">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 295 369 454">大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)</td> <td data-bbox="369 295 1041 454">大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 454 369 582">大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)</td> <td data-bbox="369 454 1041 582">短時間降雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 582 369 742">洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)</td> <td data-bbox="369 582 1041 742">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 742 369 933">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="369 742 1041 933">水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。8時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。	大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	短時間降雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。8時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。	<p>4 その他の情報</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正(気象台による表現の統一等)</p>
種別	概要												
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。												
大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	短時間降雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。												
洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。												
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。8時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。												
121	<p>(2) 早期注意情報(警報級の可能性) 警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所降り続けているとき(線状降水帯)には、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>	<p>(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。</p> <table border="1" data-bbox="1081 1173 1944 1300"> <thead> <tr> <th data-bbox="1081 1173 1232 1204">区別</th> <th data-bbox="1232 1173 1944 1204">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1081 1204 1232 1236">全般気象情報</td> <td data-bbox="1232 1204 1944 1236"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1236 1232 1268">関東甲信地方気象情報</td> <td data-bbox="1232 1236 1944 1268">気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1268 1232 1300">長野県気象情報</td> <td data-bbox="1232 1268 1944 1300"></td> </tr> </tbody> </table>	区別	発表基準	全般気象情報		関東甲信地方気象情報	気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	長野県気象情報		<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正(気象台による表現の統一等)</p>		
区別	発表基準												
全般気象情報													
関東甲信地方気象情報	気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。												
長野県気象情報													

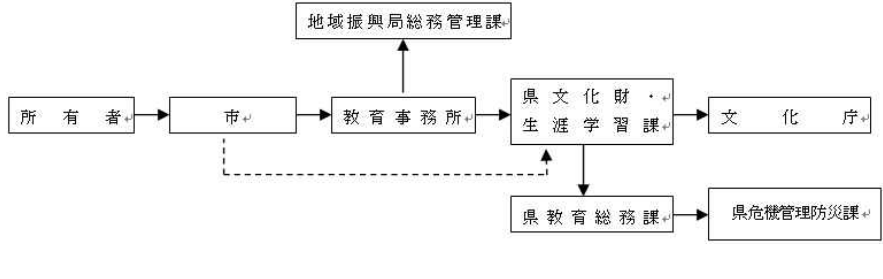
頁	新	旧	修正理由・備考												
121	<p>(4) 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、危険度分布(キキクル)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。</p>	<p>(1) 土砂災害警戒情報 長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市ごとに発表する情報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1077 311 1951 406"> <tr> <td>区□□□分</td> <td>発□□□□□表□□□□□基□□□□□準</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>2時間先までの予測雨量から求めた80分積算雨量と土壌雨量指数の間数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。</td> </tr> </table> <p>(2) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、地域を名指して発表する気象情報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1077 507 1951 635"> <tr> <td>区□□□分</td> <td>発□□□□□表□□□□□基□□□□□準</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 □1時間雨量□100mm</td> </tr> </table> <p>(3) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1077 758 1951 850"> <tr> <td>区□□□分</td> <td>発□□□□□表□□□□□基□□□□□準</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。</td> </tr> </table>	区□□□分	発□□□□□表□□□□□基□□□□□準	土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた80分積算雨量と土壌雨量指数の間数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。	区□□□分	発□□□□□表□□□□□基□□□□□準	記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 □1時間雨量□100mm	区□□□分	発□□□□□表□□□□□基□□□□□準	竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(気象台による表現の統一等)</p>
区□□□分	発□□□□□表□□□□□基□□□□□準														
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた80分積算雨量と土壌雨量指数の間数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。														
区□□□分	発□□□□□表□□□□□基□□□□□準														
記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 □1時間雨量□100mm														
区□□□分	発□□□□□表□□□□□基□□□□□準														
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。														

頁	新	旧	修正理由・備考
122	<p>警報等伝達系統図 1 注意報・警報および情報 (1) 系統図</p>  <p>注1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。</p>	<p>警報等伝達系統図 1 注意報・警報および情報 (1) 系統図</p>  <p>注□法令により、長野地方気象台から警報事項を受領する機関。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (気象業務法等の規定に基づく伝達先 のみの記載に修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考								
123	<p>(2) 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1" data-bbox="174 236 813 347"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>加入電話 F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>電話番号：03-6713-3834 (平日 9:30 - 17:30) FAX 番号：03-6716-1041</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	加入電話 F A X	東日本電信電話株式会社	電話番号：03-6713-3834 (平日 9:30 - 17:30) FAX 番号：03-6716-1041	<p>(2) 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1" data-bbox="1070 236 1720 316"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>加入電話 F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>022-263-0782</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	加入電話 F A X	東日本電信電話株式会社	022-263-0782	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
機 関 名	加入電話 F A X										
東日本電信電話株式会社	電話番号：03-6713-3834 (平日 9:30 - 17:30) FAX 番号：03-6716-1041										
機 関 名	加入電話 F A X										
東日本電信電話株式会社	022-263-0782										
124	<p>(3) 伝達系統図</p> <p>大雨特別警報、大雷特別警報、暴風雷特別警報、暴風特別警報、大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、土砂災害警戒情報、大雪警報、大雪注意報</p>  <p>長野地方気象台</p> <p>オンライン配信</p> <p>防災行政無線FAX</p> <p>県危機管理部</p> <p>県庁内各課</p> <p>内線FAX</p> <p>使走</p> <p>県広報県民課</p> <p>庁内放送</p> <p>県庁内各課</p> <p>地域振興局(総務管理課)</p> <p>建設事務所</p> <p>保健福祉事務所</p> <p>その他関係機関</p> <p>市</p> <p>住民等</p> <p>特別警報発表時は住民等に対し周知の措置をとる</p> <p>※勤務時間外は庁内放送を行わない</p> <p>特別警報発表時は併せて電話により確実な伝達を行う</p> <p>土砂災害警戒情報発表時は電話により着信確認を行う</p>	<p>(3) 伝達系統図</p> <p>大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、土砂災害警戒情報</p>  <p>長野地方気象台</p> <p>オンライン配信</p> <p>防災行政無線FAX</p> <p>県危機管理部</p> <p>県庁内各課</p> <p>内線FAX</p> <p>使走</p> <p>県広報県民課</p> <p>庁内放送</p> <p>県庁内各課</p> <p>地域振興局(総務管理課)</p> <p>建設事務所</p> <p>保健福祉事務所</p> <p>その他関係機関</p> <p>市</p> <p>※勤務時間外は庁内放送を行わない</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (土砂災害警戒情報発表時の着信確認を明確化等)</p>								

頁	新	旧	修正理由・備考
125	<p>2 水防警報等 (1) 伝達系統 ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報 (ア) 千曲川・犀川</p> <p> ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 - - - - は、防災行政無線によるファクシミリによる伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。 </p>	<p>2 水防警報等 (1) 伝達系統 ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報 (ア) 千曲川・犀川</p> <p> ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 - - - - は、防災行政無線によるファクシミリによる伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から関係機関へのオンライン配信による伝達を示す。 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。 </p>	<p>修正理由・備考 長野県地域防災計画に合わせて修正 (通信回線の変更に伴う修正等)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
126	<p>(イ) 県管理河川(千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖)</p> <p> ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリによる伝達を示す。 —— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。 - - - は、オンラインによる伝達を示す。 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。 </p> <p>※関係建設事務所 千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、佐久・上田建設事務所 裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所 奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所 諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所</p>	<p>(イ) 県管理河川(千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖)</p> <p> ※関係建設事務所 千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、南佐久・佐久・上田建設事務所 裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所 奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所 諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所 </p>	<p>修正理由・備考 長野県地域防災計画に合わせて修正(通信回線の変更に伴う修正等)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																								
129	<p align="center">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。 調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 上田地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。 職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市は、特に行方不明者の数については搜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>	<p align="center">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。 調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 上田地域振興局長は、被災地における被害の状況から県庁の応援が必要であると認められる場合は、県庁に対し情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県庁は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。 また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市は、特に行方不明者の数については搜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>																								
130	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市	上田地域振興局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況	市	上田地域振興局	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正）</p>
調査事項	調査機関	協力機関																									
概況速報	市	県関係現地機関																									
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																									
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市	上田地域振興局																									
調査事項	調査機関	協力機関																									
概況速報	市	県関係現地機関																									
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																									
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況	市	上田地域振興局																									
133	<p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告 様式2-1号</p>	<p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況報告 様式2-1号</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>																								
138	<p>(14) 教育関係被害状況報告 様式15号 工 文化財</p> 	<p>(14) 教育関係被害状況報告 様式15号 工 文化財</p> 	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正（連絡システムの整理）</p>																								

頁	新	旧	修正理由・備考
147	<p style="text-align: center;">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 組織、配備基準</p> <p>(3) 指揮命令系統</p> <p>災害時における活動体制は、地震の震度等により、指示によることなく取るべき体制が定められている場合を除き、警戒体制については本庁の危機管理防災課長からの配備依頼、それ以外の体制については同総務部長の指示に基づくものとする。ただし、丸子・真田・武石の各地域自治センター管轄区域において災害が発生し、指示を待つ時間がない場合には、センター長の指示に基づき必要な体制をとった上で、速やかに総務部長に報告するものとする。</p> <p>(5) 対策本部の設置場所</p> <p>市長は、災害対策本部設置基準に基づき、災害時には速やかに本庁内に災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>ただし、本庁舎が被災した場合等は、市対策本部の予備施設として、以下の順位で設置するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 組織、配備基準</p> <p>(3) 指揮命令系統</p> <p>災害発生時等における活動体制は、地震の震度等により、指示によることなく取るべき体制が定められている場合を除き、警戒体制については本庁の危機管理防災課長からの配備依頼、それ以外の体制については同総務部長の指示に基づくものとする。ただし、丸子・真田・武石の各地域自治センター管轄区域において災害が発生し、指示を待つ時間がない場合には、センター長の指示に基づき必要な体制をとった上で、速やかに総務部長に報告するものとする。</p> <p>(5) 対策本部の設置場所</p> <p>市長は、災害対策本部設置基準に基づき、災害発生時には速やかに本庁内に災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>ただし、本庁舎が被災した場合等は、市対策本部の予備施設として、以下の順位で設置するものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
149	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする(別記参照)。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。 2 災害時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。 5 応援活動に伴う経費を負担する。 	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする(別記参照)。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。 5 応援活動に伴う経費を負担する。 	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
151	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>イ 要請を待たない自主的出動等</p> <p>通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。</p> <p>この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、県、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という。)は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに活動する。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>イ 要請を待たない自主的出動等</p> <p>通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。</p> <p>この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、県、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という。)は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに活動する。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
155	<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 県はヘリコプターを運航する機関と平素から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続を行う。また、必要に応じてヘリコプター運行調整会議を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。</p>	<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 県はヘリコプターを運航する機関と平素から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な要請手続を行う。また、必要に応じてヘリコプター運行調整会議を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
164	<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p><u>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
166	<p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市は、「上下小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム(DMAT) 災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。</p> <p>また、必要に応じて県、隣接市町村、都市医師会等に協力を要請する。</p> <p>(サ) 長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p>	<p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市は、「上下小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム(DMAT) 災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。</p> <p>また、必要に応じて県、隣接市町村、都市医師会等に協力を要請する。</p> <p>(サ) 長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																				
169	<p align="center">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第1 基本方針 <u>災害時には</u>、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。</p> <p>第2 主な活動 4 <u>災害時</u>において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。</p> <p>第3 活動の内容 1 避難収容活動 (2) 実施計画 ア <u>避難情報</u>をはじめとする災害情報の周知 要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民、自主防災組織等の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 イ <u>避難行動要支援者の避難支援及び安否確認</u> <u>避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。</u> <u>なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。</u> <u>また、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。</u></p>	<p align="center">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第1 基本方針 <u>災害が発生した際、は</u>、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。</p> <p>第2 主な活動 4 <u>災害発生時</u>において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。</p> <p>第3 活動の内容 1 避難収容活動 (2) 実施計画 ア <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)</u>をはじめとする災害情報の周知 要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民、自主防災組織等の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 イ <u>要配慮者の状況把握及び避難誘導</u> <u>災害が発生した際は、要配慮者に関する避難支援計画等に基づき、要配慮者に関する台帳の活用や地域住民、自主防災組織等の協力により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。</u> <u>なお、避難誘導する際には、要配慮者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。</u> <u>また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>																																				
170	<p>ウ 指定避難所での生活環境整備等 (ウ) 指定避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	<p>ウ 指定避難所での生活環境整備等 (ウ) 指定避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>																																				
172	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="168 1189 1048 1453"> <thead> <tr> <th>配慮すべき項目</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【避難収容等】↓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○要配慮者の状況把握</td> <td>市</td> <td>全要配慮者</td> </tr> <tr> <td>□・安否確認、保健福祉サービスの要否等</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>○災害情報及び<u>避難情報</u>の周知</td> <td>市、関係機関</td> <td>全要配慮者</td> </tr> <tr> <td>□・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> </tbody> </table>	配慮すべき項目	実施機関	対象者	【避難収容等】↓			○要配慮者の状況把握	市	全要配慮者	□・安否確認、保健福祉サービスの要否等		↓	○災害情報及び <u>避難情報</u> の周知	市、関係機関	全要配慮者	□・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達		↓	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1070 1189 1960 1453"> <thead> <tr> <th>配慮すべき項目</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【避難収容等】↓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○要配慮者の状況把握</td> <td>市</td> <td>全要配慮者</td> </tr> <tr> <td>□・安否確認、保健福祉サービスの要否等</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>○災害情報及び<u>避難勧告、指示</u>の周知</td> <td>市、関係機関</td> <td>全要配慮者</td> </tr> <tr> <td>□・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達</td> <td></td> <td>↓</td> </tr> </tbody> </table>	配慮すべき項目	実施機関	対象者	【避難収容等】↓			○要配慮者の状況把握	市	全要配慮者	□・安否確認、保健福祉サービスの要否等		↓	○災害情報及び <u>避難勧告、指示</u> の周知	市、関係機関	全要配慮者	□・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達		↓	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
配慮すべき項目	実施機関	対象者																																					
【避難収容等】↓																																							
○要配慮者の状況把握	市	全要配慮者																																					
□・安否確認、保健福祉サービスの要否等		↓																																					
○災害情報及び <u>避難情報</u> の周知	市、関係機関	全要配慮者																																					
□・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達		↓																																					
配慮すべき項目	実施機関	対象者																																					
【避難収容等】↓																																							
○要配慮者の状況把握	市	全要配慮者																																					
□・安否確認、保健福祉サービスの要否等		↓																																					
○災害情報及び <u>避難勧告、指示</u> の周知	市、関係機関	全要配慮者																																					
□・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達		↓																																					

頁 179	新	旧	修正理由・備考																																																																						
	<p align="center">第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市長を中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、<u>避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</u> <u>また、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="168 502 1041 933"> <tr> <th colspan="3">避難情報等 (警戒レベル)</th> <th colspan="2">河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>状況</th> <th>住民がとるべき行動</th> <th colspan="2">防災気象情報(警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>浸水の情報(河川)</td> <td>土砂災害の情報(雨)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害発生 又は切迫</td> <td>命の危険 直ちに安全確保!</td> <td>緊急安全確保</td> <td>5 相当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>氾濫発生情報</td> <td>大雨特別警報 (土砂災害)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center;">~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害の おそれ高い</td> <td>危険な場所から 全員避難</td> <td>避難指示</td> <td>4 相当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>氾濫危険情報</td> <td>土砂災害警戒情報</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害の おそれあり</td> <td>危険な場所から 高齢者等は避難</td> <td>高齢者等避難</td> <td>3 相当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>洪水警報</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況悪化</td> <td>自らの避難行動を確認</td> <td>大雨・洪水注意報</td> <td>2 相当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>氾濫注意情報</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>今後気象状況悪化 のおそれ</td> <td>災害への心構えを高める</td> <td>早期注意情報</td> <td>1 相当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>第2 主な活動 1 <u>避難情報を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p>	避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	防災気象情報(警戒レベル相当情報)					浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)	5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当				氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)	~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当				氾濫危険情報	土砂災害警戒情報	3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当				氾濫警戒情報	洪水警報	2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当				氾濫注意情報	—	1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当				—	—	<p align="center">第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市長を中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため<u>避難準備・高齢者等避難開始の提供や、避難指示(緊急)、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</u></p> <p>第2 主な活動 1 <u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)																																																																						
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	防災気象情報(警戒レベル相当情報)																																																																						
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)																																																																					
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当																																																																					
			氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)																																																																					
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~																																																																									
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当																																																																					
			氾濫危険情報	土砂災害警戒情報																																																																					
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当																																																																					
			氾濫警戒情報	洪水警報																																																																					
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当																																																																					
			氾濫注意情報	—																																																																					
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当																																																																					
			—	—																																																																					
180	<p>第3 活動の内容 1 <u>避難情報</u> (1) 基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて<u>避難情報を発令し伝達する。</u> <u>避難情報を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難情報を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</u> その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 また、<u>避難情報</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p>	<p>第3 活動の内容 1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</u> (1) 基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて<u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行う。</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</u> その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 また、<u>避難勧告等</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>																																																																						

頁	新	旧	修正理由・備考																																																			
180	<p>(2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1" data-bbox="174 300 1037 603"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">避難指示</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第80条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難指示	市長	災害対策基本法第80条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	指定避難所の開設、収容	市長			<p>(2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1" data-bbox="1081 300 1944 603"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">避難指示 (緊急)</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第80条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第80条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定避難所の開設、収容</td> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難指示 (緊急)	市長	災害対策基本法第80条	災害全般	市長	災害対策基本法第80条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般	指定避難所の開設、収容	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	市長			<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																			
避難指示	市長	災害対策基本法第80条	災害全般																																																			
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																			
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																			
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																			
	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																			
指定避難所の開設、収容	市長																																																					
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																			
避難指示 (緊急)	市長	災害対策基本法第80条	災害全般																																																			
	市長	災害対策基本法第80条	災害全般																																																			
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																			
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																			
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																			
指定避難所の開設、収容	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																			
	市長																																																					
181	<p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難情報</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>イ <u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>の意味 (ア)「<u>高齢者等避難</u>」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する<u>高齢者等</u>の要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 (イ)「<u>避難指示</u>」 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</u></p> <p>ウ <u>避難指示</u>、<u>高齢者等避難</u>及び報告、通知等 (ア) 市長の行う措置 a <u>避難指示</u> <u>災害時</u>において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<u>避難指示</u>を行うものとする。 なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待機等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。 なお災害の危険性が高まり、<u>避難指示</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政期間に速やかに助言を求めるものとする。</p>	<p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示(緊急)</u>又は<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>イ <u>避難準備</u>・<u>高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>の意味 (ア)「<u>避難準備</u>・<u>高齢者等避難開始</u>」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 (イ)「<u>避難勧告</u>」 <u>その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u> (ウ)「<u>避難指示(緊急)</u>」 <u>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</u></p> <p>ウ <u>避難指示(緊急)</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備</u>・<u>高齢者等避難開始</u>及び報告、通知等 (ア) 市長の行う措置 a <u>避難指示(緊急)</u> <u>避難勧告</u> <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<u>避難指示(緊急)</u> <u>避難勧告</u>を行うものとする。</u> なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待機等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。 なお災害の危険性が高まり、<u>避難指示(緊急)</u>又は<u>避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政期間に速やかに助言を求めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>																																																			

頁	新	旧	修正理由・備考
182	<p>b <b>高齢者等避難</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<b>高齢者等避難を発令するものとする。</b></p>	<p>b <b>避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<b>避難準備・高齢者等避難開始を伝達するものとする。</b></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正）</p>
183	<p>(工) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、<b>避難情報</b>の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(e) 避難のための<b>指示</b>を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p>	<p>(工) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、<b>各</b>警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、<b>避難勧告等</b>の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(e) 避難のための<b>勧告、指示</b>を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>
184	<p>工 <b>避難情報発令の時期</b></p> <p>上記ウ(ア) a ( a ) ~ ( i ) に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、<b>避難情報</b>を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>オ <b>避難情報</b>の内容</p> <p><b>避難情報を発令する際は</b>、次の事項を明確にする。また、<b>避難情報</b>の伝達についても同様とする。</p>	<p>工 <b>避難指示(緊急) 避難勧告の時期</b></p> <p>上記ウ(ア) a ( a ) ~ ( i ) に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、<b>避難指示(緊急) 避難勧告</b>を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>オ <b>避難指示(緊急) 避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</b>の内容</p> <p><b>避難指示(緊急) 避難勧告を行うに際して</b>、次の事項を明確にする。また、<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>の伝達についても同様とする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正）</p>
185	<p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) <b>避難情報の発令</b>を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市長以外の<b>発令者</b>は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(カ) <b>避難情報</b>をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p><b>災害時</b>においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。</p>	<p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) <b>避難指示(緊急) 避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</b>を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市長以外の<b>指示者</b>は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(カ) <b>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)</b>をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p><b>災害発生時</b>においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
186	<p>(イ) <u>避難情報が発令された場合</u>、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 警戒区域の設定を行った者は、<u>避難の指示</u>と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p>	<p>(イ) <u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始は</u>、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 警戒区域の設定を行った者は、<u>避難の勧告又は指示</u>と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
187	<p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>避難情報を発令した者は</u>、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p>	<p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>避難指示(緊急)、避難勧告を行った者は</u>、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
188	<p>4 避難所の開設</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 開設の基準</p> <p>市長により<u>避難情報が発令された場合は</u>、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、<u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u></p> <p><u>ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。その際、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するものとする。</u></p> <p><u>エ 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする</u></p> <p><u>オ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p><u>カ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。その際、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</u></p>	<p>4 避難所の開設</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 開設の基準</p> <p>市長により<u>避難勧告が発令された場合は</u>、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、<u>開設の際には、前項の浸水想定区域内でないことを確認し、体育館などの開設を行う。</u></p> <p><u>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。この場合、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p><u>ウ 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p><u>エ 指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>



頁	新	旧	修正理由・備考
189	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<b>避難者</b>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<b>避難者</b>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>エ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている<b>避難者</b>等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<b>段ボールベッド等、パーティション</b>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>キ <b>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</b></p> <p>ク 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<b>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等</b>による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>ケ <b>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</b></p> <p>コ 災害の規模、<b>避難者の</b>収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<b>ホテル・旅館</b>等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>サ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 (省略)</p>	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<b>被災者</b>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<b>被災者</b>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>エ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている<b>被災者</b>等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<b>簡易ベッド等の活用状況</b>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>キ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク 災害の規模、<b>被災者の避難及び</b>収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<b>旅館やホテル</b>等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 (省略)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
190	<p><u>シ</u> 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p><u>ス</u> 市立学校における対策（教育委員会）（省略）</p> <p><u>セ</u> 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p><u>ソ</u> 市は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p><u>タ</u> 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p><u>チ</u> やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p>	<p><u>コ</u> 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p><u>サ</u> 市立学校における対策（教育委員会）（省略）</p> <p><u>シ</u> 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p><u>ス</u> 市は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p><u>セ</u> 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p><u>ソ</u> やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
191	<p><u>ツ</u> 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p><u>テ</u> 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p><u>ト</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>6 <u>広域避難及び広域一時滞在</u>を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>広域避難及び広域一時滞在については</u>、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 広域避難の対応</u></p> <p><u>(ア) 協議</u></p> <p><u>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p><u>(イ) 実施</u></p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分に把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	<p><u>タ</u> 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p><u>チ</u> 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p><u>ツ</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>6 <u>広域的な避難</u>を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は</u>、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</u></p> <p><u>イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</u></p> <p><u>ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</u></p> <p><u>エ 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</u></p> <p><u>オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
192	<p><u>イ 広域一時滞在の対応</u>  <u>(ア)協議</u>  <u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u>  <u>(イ)広域的避難収容活動の実施</u>  <u>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p>		<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
195	<p style="text-align: center;"><b>第13節 孤立地域対策活動</b></p> <p>第3 活動の内容  1 孤立実態の把握対策  (1)基本方針  全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。<b>災害時</b>には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第13節 孤立地域対策活動</b></p> <p>第3 活動の内容  1 孤立実態の把握対策  (1)基本方針  全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。<b>発災時</b>には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
196	<p>2 救助・救出対策  (1)基本方針  <b>災害時</b>には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。</p>	<p>2 救助・救出対策  (1)基本方針  <b>災害発生時</b>には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
197	<p style="text-align: center;"><b>第14節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p>第3 活動の内容  1 食料品等の調達  (2)実施計画  市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p> <p>2 食料品等の供給  (2)実施計画  ア 市は、<b>災害時</b>に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p>第3 活動の内容  1 食料品等の調達  (2)実施計画  市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて<b>近隣市町村及び</b>県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p> <p>2 食料品等の供給  (2)実施計画  ア 市は、<b>災害発生時</b>に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行うものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(物資調達・輸送調整等支援システムを用いた要請フローを反映等)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
201	<p align="center"><b>第16節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、県へ生活必需品の調達・供給を要請する。このため、必要な生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	<p align="center"><b>第16節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、県へ生活必需品の調達・供給を要請する。このため、必要な生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
202	<p align="center"><b>第17節 保健衛生、感染症予防活動</b></p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、<u>災害時</u>においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。</p>	<p align="center"><b>第17節 保健衛生、感染症予防活動</b></p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、<u>災害発生時</u>においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
203	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<u>点検を含む。</u>）機材の確保を図るものとする。</p> <p>オ <u>災害時</u>は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。</p> <p>カ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。</p> <p>また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</u></p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<u>含点検</u>）機材の確保を図るものとする。</p> <p>オ <u>災害発生時</u>は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。</p> <p>カ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。</p> <p>また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
204	<p align="center"><b>第18節 遺体の捜索及び処置等の活動</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。</p> <p>また、<u>災害時</u>における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。</p> <p>さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。</p>	<p align="center"><b>第18節 遺体の捜索及び処置等の活動</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。</p> <p>また、<u>災害発生時</u>における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。</p> <p>さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
208	<p align="center"><b>第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 社会秩序の維持 <b>災害時</b>には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。 したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。</p>	<p align="center"><b>第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 社会秩序の維持 <b>災害発生時</b>には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。 したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
209	<p align="center"><b>第21節 危険物施設等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 共通事項 (2)実施計画 ア <b>災害時</b>における連絡 危険物施設等において<b>災害時</b>における関係機関との連絡体制を確立する。</p>	<p align="center"><b>第21節 危険物施設等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 共通事項 (2)実施計画 ア <b>災害発生時等</b>における連絡 危険物施設等において<b>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</b>における関係機関との連絡体制を確立する。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
210	<p>2 危険物施設応急対策 (2)実施計画 イ <b>災害時</b>における連絡 危険物施設において<b>災害時</b>における連絡体制を確立するものとする。</p>	<p>2 危険物施設応急対策 (2)実施計画 イ <b>災害発生時等</b>における連絡 危険物施設において<b>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</b>における連絡体制を確立するものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
211	<p>ウ 危険物施設の管理者等に対する指導 (エ)危険物施設における<b>災害時</b>の応急措置等</p> <p>5 液化石油ガス施設応急対策 <b>災害時</b>における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県LPガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。</p>	<p>ウ 危険物施設の管理者等に対する指導 (エ)危険物施設における<b>災害発生時</b>の応急措置等</p> <p>5 液化石油ガス施設応急対策 <b>災害発生時</b>における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県LPガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
217	<p align="center"><b>第25節 下水道施設等応急活動</b></p> <p>第1 基本方針 市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。 また下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、<b>災害時</b>においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。 このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。</p>	<p align="center"><b>第25節 下水道施設等応急活動</b></p> <p>第1 基本方針 市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。 また下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、<b>災害発生時</b>においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。 このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)

頁	新	旧	修正理由・備考
220	<p style="text-align: center;"><b>第27節 鉄道施設応急活動</b></p> <p>第2 主な活動 鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、<b>災害時</b>の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。</p> <p>第3 活動の内容 鉄道各社（東日本旅客鉄道㈱、しなの鉄道㈱、上田電鉄㈱）は、鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、<b>災害時</b>の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。 また、災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうよう、これに必要な措置等を定めておく。</p> <p>4 <b>災害時</b>の動員体制</p>	<p style="text-align: center;"><b>第27節 鉄道施設応急活動</b></p> <p>第2 主な活動 鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、<b>災害発生時</b>の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。</p> <p>第3 活動の内容 鉄道各社（東日本旅客鉄道㈱、しなの鉄道㈱、上田電鉄㈱）は、鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、<b>災害発生時</b>の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。 また、災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうよう、これに必要な措置等を定めておく。</p> <p>4 <b>災害発生時</b>の動員体制</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
222	<p style="text-align: center;"><b>第28節 災害広報活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 基本方針 市、県、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に適切に提供するものとする。 また、<b>災害時</b>には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第28節 災害広報活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 基本方針 市、県、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に適切に提供するものとする。 また、<b>災害発生時</b>には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
224	<p style="text-align: center;"><b>第29節 土砂災害等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (1) 基本方針 大規模な土砂災害が急迫している状況において、<b>住民が適切に避難行動を行えるように、避難情報の発令等を行う。</b></p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<b>避難情報の発令・伝達</b>等の処置を講じるものとする。 イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出勤を要請するものとする。 ウ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<b>避難情報が発令された</b>場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策 (2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<b>避難情報の発令・伝達</b>等の処置を講じるものとする。 イ 災害の危険性が高まり、<b>避難情報の対象地域、発令及び解除の判断時期等</b>について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<b>避難情報が発令された</b>場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第29節 土砂災害等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (1) 基本方針 大規模な土砂災害が急迫している状況において、<b>市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</b></p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<b>避難勧告、避難指示（緊急）</b>等の処置を講じるものとする。 イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出勤を要請するものとする。 ウ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<b>避難勧告、避難指示（緊急）が出された</b>場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策 (2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<b>避難勧告、避難指示（緊急）</b>等の処置を講じるものとする。 イ 災害の危険性が高まり、<b>避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等</b>について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<b>避難勧告、避難指示（緊急）が出された</b>場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
225	<p>3 土石流対策 (2) 実施計画 ア <u>警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難情報の発令・伝達等の措置を講じるものとする。</u> ウ 災害の危険性が高まり、<u>避難情報の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> エ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難情報が発令された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 かけ崩れ応急対策 (2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<u>避難情報の発令・伝達等の処置を講じるものとする。</u> エ 災害の危険性が高まり、<u>避難情報の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難情報が発令された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>3 土石流対策 (2) 実施計画 ア 適時適切に<u>避難勧告</u>等の措置を講じるものとする。 ウ 災害の危険性が高まり、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> エ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告、避難指示（緊急）が出された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 かけ崩れ応急対策 (2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<u>避難勧告</u>等の処置を講じるものとする。 エ 災害の危険性が高まり、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告、避難指示（緊急）が出された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正）</p>
226	<p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容 2 文化財 (2) 実施計画 ア <u>市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。</u> イ <u>国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</u> ウ <u>被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容 2 文化財 (2) 実施計画 <u>市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</u></p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
230	<p style="text-align: center;"><b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 ア <u>市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。</u> イ <u>災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p>第3 活動の内容 1 構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
231	<p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (2)実施計画 [危険物関係] イ 災害時における連絡 危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。</p>	<p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (2)実施計画 [危険物関係] イ 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
232	<p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2)実施計画 緊急点検結果の情報に基づき、避難情報の発令・伝達等の必要な措置をとるものとする。</p>	<p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2)実施計画 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
233	<p style="text-align: center;"><b>第34節 ため池災害応急活動</b></p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容 1基本方針 ため池が決壊した場合又は決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>2 実施計画 (1) 被害が生じた場合は、速やかに市及び県、関係機関へ通報するものとする。 (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 (3) 被害を拡大させないように、早急に応急工事を実施するものとする</p>	<p style="text-align: center;"><b>第34節 ため池災害応急活動</b></p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容 (1)基本方針 ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>(2)実施計画 ア 被害が生じた場合は、速やかに市及び県、関係機関へ通報するものとする。 イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 ウ 被害を拡大させないように早急に応急工事を実施するものとする</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
235	<p style="text-align: center;"><b>第36節 文教活動</b></p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)は多くの幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 児童生徒等に対する避難誘導 (イ)児童生徒等が在校中の場合の措置 b 市長等から避難情報の発令があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第36節 文教活動</b></p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)は多くの幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 児童生徒等に対する避難誘導 (イ)児童生徒等が在校中の場合の措置 b 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>
236	<p>2 応急教育計画 (2)実施計画 ア 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について市立学校を指導及び支援する。</p>	<p>2 応急教育計画 (2)実施計画 ア 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について市立学校を指導及び支援する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>



頁	新	旧	修正理由・備考
240	<p align="center"><b>第38節 ボランティアの受入れ体制</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ ボランティアの需給状況等について、随時市災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。</p> <p>オ <u>都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>カ 市社会福祉協議会は、救援本部等を設置し、市災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。</p>	<p align="center"><b>第38節 ボランティアの受入れ体制</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ ボランティアの需給状況等について、随時市災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。</p> <p>オ 市社会福祉協議会は、救援本部等を設置し、市災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
244	<p align="center"><b>第41節 災害救助法の適用</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合(被害のおそれがある場合を含む。)に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p>災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。</p>	<p align="center"><b>第41節 災害救助法の適用</b></p> <p>第1 基本方針</p> <p>市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p>災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害救助法改正に伴う修正)</p>
246	<p align="center"><b>第42節 観光地の災害応急対策</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 観光地での災害時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) 観光地での災害時には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。</p>	<p align="center"><b>第42節 観光地の災害応急対策</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 観光地での災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) 観光地での災害発生時には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
250	<p align="center"><b>第2節 迅速な原状復旧の進め方</b></p> <p>第3 活動の内容 3 職員派遣 (1) 基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>	<p align="center"><b>第2節 迅速な原状復旧の進め方</b></p> <p>第3 活動の内容 3 職員派遣 (1) 基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
256	<p align="center"><b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>第1 基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 <u>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p align="center"><b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>第1 基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>